

◆納税について

市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)

問 《納税課》

納付について

☎048-922-1098

相談について

☎048-922-1124

☎048-922-1126

納め忘れ防止！納税は口座振替がおすすめです

安全 現金を持ち歩く必要なし

確実 納期限の日に自動引き落とし

便利 納付に出かける手間なし

◆申込方法 1

口座振替依頼書に所定の事項を記入・押印し、窓口へ提出してください。
また、納税課へてに口座振替依頼書を郵送していただいても申し込みできます。

◆申込場所

市指定金融機関窓口、納税課、谷塚・松原・新田サービスセンター

◆申込に必要なもの

納税通知書、預貯金通帳、口座届出印、口座振替依頼書
※「口座振替依頼書」は納税通知書に添付されています。納税課・サービスセンター・市内の指定金融機関窓口にも用意しています。

◆申込期限

各期の納期40日前(口座振替依頼書が市に到着したもの)まで

◆申込方法 2

申込場所で、口座振替依頼書の記入→キャッシュカード読込→暗証番号入力→申込完了

◆申込場所

納税課、谷塚・松原・新田サービスセンター、保険年金課
※保険年金課は国民健康保険税(普通徴収)のみの取り扱い



◆申込に必要なもの

申込者本人のキャッシュカード、本人確認ができるもの
(一部ご利用いただけないカードがあります。取扱金融機関については、納税課まで)

◆申込期限

各期の納期約1か月前まで(期別によって異なります)

スマホ決済で楽々納付

※領収書は発行されません

アプリ名称	決済方法	利用方法
PayB (ペイビー)	金融機関の預金口座から決済	
LINE Pay (ラインペイ) 請求書支払い	アプリ残高等から決済	
PayPay (ペイペイ)	アプリ残高から決済	

スマホ決済アプリ「PayB(ペイビー)」「LINE Pay(ラインペイ)」「PayPay(ペイペイ)」をダウンロードし、納付書のバーコードを読み取ることで

いつでも ・ どこでも ・ 簡単に

市税等を納付することができます。

- バーコード付きの納付書(30万円以下)で納期限または使用期限内に限り、領収書が必要な方は、スマホ決済以外(市役所、金融機関、コンビニエンスストア等)で納付してください。
- 納付後、市が収納確認できるまで2週間ほどかかる場合があります。急ぎで納税証明書が必要な方は、スマホ決済以外で納付をし、納税証明書の申請時に領収書を持参してください。



お近くのコンビニでも納付できます

利用できるコンビニは納付書の裏面に記載しています。

- バーコード付きの納付書(30万円以下)で納期限または使用期限内に限り、
- 納期限または使用期限が過ぎた場合は、納付書に記載された金融機関、市役所、サービスセンターで納付してください。(延滞金が発生する場合があります)



水曜日夜間・日曜日午前中も開いています

■納税課窓口開庁時間

平日(水曜日以外) 8:30~17:00 (祝日・年末年始を除く)
水曜日 8:30~21:00 (祝日・年末年始を除く)
日曜日 9:00~12:30 (年末年始を除く)

■納税課の窓口でできること：市税等の納付、納税相談、納税証明書発行等

※納税相談にお越しの際は、相談時間を確保するため、業務終了30分前までに越しください。
なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、開庁時間を変更する場合があります。

令和4年度 草加市 市税等納期カレンダー

納期限	令和4年								令和5年	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
税目	5/31(火)	6/30(木)	8/1(月)	8/31(水)	9/30(金)	10/31(月)	11/30(水)	令和5年 1/4(水)	1/31(火)	2/28(火)
市民税・県民税(普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
固定資産税・都市計画税	1期		2期					3期		4期
軽自動車税(種別割)	全期									
国民健康保険税(普通徴収)		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

納税コールセンター

草加市では市税等を納期限までに納付されていない方に対して、電話による納付の呼びかけを行っております。

なお、納税コールセンターが口座を指定して振込みを求めたり、金融機関でATMの操作を指示することはありません。

市役所納税課や納税コールセンターをかたった電話にご注意ください。



期限内納付が困難な方は納税相談を

※9割以上の草加市民の方々は早期に納付しています

納税相談をご希望の場合は、納税義務者本人、同一世帯の方または委任状をお持ちの方が本人確認できるものを持参の上、市役所納税課窓口までお越しください。
納税せず放置されると「財産の差押(滞納処分)」を受けることがあります。

財産とは

給与・年金

売掛金

預貯金

不動産

生命保険

等です

納期限を過ぎると「延滞金」が加算されます

【令和4年の延滞金の割合 年8.7% (※納期限後1か月間は年2.4%)】

- 5万円を1年間滞納した場合 ⇒ 4,000円
- 10万円を1年間滞納した場合 ⇒ 8,100円
- 50万円を1年間滞納した場合 ⇒ 40,000円
- 100万円を1年間滞納した場合 ⇒ 81,000円 (※金額は目安です)



納税猶予(徴収猶予・換価の猶予)・延滞金減免制度を設けています

災害、病気やけが等の一定の要件に該当し、市税等を一時に納付することができない時、その事実を証明する書類等を添えて申請することにより、納税の猶予が認められる場合があります。ただし、※「納税の誠意がある」と認められた方が対象になります。

納税の猶予が認められると、分割納付が可能となり、延滞金が減免される場合があります。なお、猶予期間は原則1年までで、延滞金減免の割合は、納付できない事情に応じて異なります。

※「納税の誠意がある」とは

税金は、他の支払いより優先して納めるものです。市税等を優先的に納付しなければならないと認識していることを「納税の誠意がある」といいます。納税の誠意があり、これまでに滞納がなく、納付できなくなった原因が病気やけがなどの一定の要件に該当する方は、延滞金が減免される場合があります。

換価の猶予・延滞金減免制度は、これまでに滞納がある方や「納税の誠意」が無い方は対象になりません。